

第1章

共済組合の概要



1－1 地方公務員共済制度

1 地方公務員共済制度と目的

地方公務員法の共済制度に関する規定に基づき、地方公務員のための相互救済の制度が地方公務員共済制度であり、これを定める法律が地方公務員等共済組合法となります。

地方公務員法 第43条 第1項 (共済制度)

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

地方公務員等共済組合法 第1条 第1項 (目的)

この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。

2 地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法では、以下の職員の区分に従い、当該職員をもって組織する法人格の共済組合を設ける（法3、4条）ものとしており、名古屋市職員により組織された指定都市職員共済組合の一つが、名古屋市職員共済組合です。

	共済組合の名称	組織する職員の範囲	組合数
①	地方職員共済組合	道府県の職員（②③の職員を除く。）	1
②	公立学校共済組合	公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員	1
③	警察共済組合	都道府県警察の職員	1
④	都職員共済組合	東京都の職員（②③の職員を除く。）	1
⑤	指定都市職員共済組合	指定都市の職員（②の職員を除く。）	10
⑥	市町村職員共済組合	指定都市以外の市及び町村の職員（②⑦の職員を除く。）	47
⑦	都市職員共済組合	旧市町村共済法の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市の職員（②⑥の職員を除く。）	3

指定都市職員共済組合は、札幌、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡の10市において組織され、他の政令市は市町村職員共済組合となります。また、

都市職員共済組合は、北海道の一部市町村、仙台市及び愛知県の一部市町村による3組織があります。

1－2 名古屋市職員共済組合

1 定款

組合は、定款をもって次に掲げる事項を定めなければならない（法5条1項）とされており、本組合も組織の根本規則として、名古屋市職員共済組合定款が定められています。

（定款の内容）

1 目的、2名称、3事務所の所在地、4運営審議会又は組合会に関する事項、5役員に関する事項、6組合員の範囲その他組合員に関する事項、7短期給付及び長期給付に関する事項、8掛金に関する事項、9資産の管理その他財務に関する事項、10その他組織及び業務に関する重要事項

このうち、短期給付については、附加給付や短期掛金率などが定められています。

なお、定款の変更については、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じず（法5条3項）、また、組合会の議決を経なければならない（法10条）とされています。

2 共済組合の事業

次の三つの事業を行っています。

（1）長期給付事業

この事業は、組合員が永年勤続した後に退職されたときや、在職中の負傷がもとで心身に障害が生じて退職されたとき、または不幸にして死亡されたときに、退職後の生活や後に残された家族の方の生活の安定を図るため年金などの支給を行うものです。

（2）短期給付事業

この事業は、健康保険に相当するもので、組合員とその扶養者（以下、「被扶養者」といいます。）が病気、けが、死亡、出産、休業、災害等の事故にあったときに、療養の給付、療養費、埋葬料、出産費、休業手当金、育児休業手当金、災害見舞金等の給付を行うものです。

（3）福祉事業

この事業は、長期・短期給付事業以外に、組合員の福祉の増進に資するため、保健事業（健康教育、その他健康保持増進事業）、貸付事業（住宅・宅地を取得するための資金等）及び貯金事業（貯金の受入れ）を行うものです。

※貯金事業及び貸付事業のうち一般貸付の対象は、名古屋港管理組合の職員のみです。

3 組織

- ・組合会（法9条） 議決機関
任命議員（市長が任命）10名、互選議員（組合員が選出）10名
- ・理事長・理事（法11条） 執行機関
- ・監事（法11条） 監査機関
- ・事務局
- ・事業検討委員会（設置要綱）
組合の行う短期給付、長期給付及び福祉事業に関する事項につき調査検討を行います。

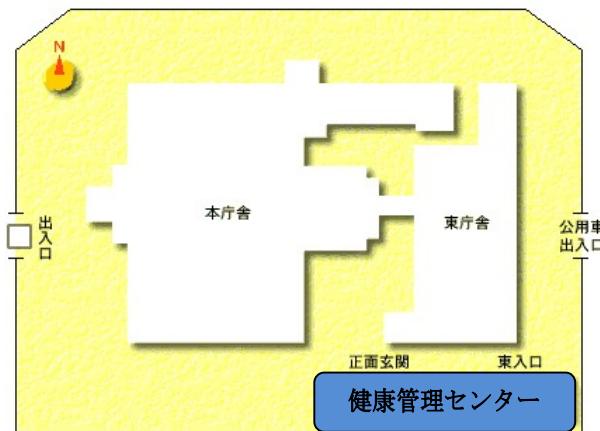
（参考）事業検討委員会の構成（令和7年度時点）



4 事務局

（1）所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎南側健康管理センター2階）



(2) 組織（管理規程第8条～第9条）

①事務係

- ・組合会に関すること
- ・事業計画、予算及び決算に関すること
- ・組合の諸規程、広報に関すること
- ・貯金事業に関すること
- ・財形貯蓄に関すること

②長期給付係

- ・長期給付事業に関すること

③短期給付係

- ・短期給付事業に関すること
- ・組合員の資格の得喪及び被扶養者の認定事務（任意継続含む）
- ・掛金・負担金の徴収事務（標準報酬の決定含む）
- ・国民年金第3号被保険者の届出代行事務

④福祉事業係

- ・保健事業に関すること
- ・貸付事業に関すること

5 短期給付事業にかかる組織移行について

当初は、名古屋市健康保険組合（昭和23年11月1日設立）及び名古屋市交通局健康保険組合（昭和10年9月1日設立）において、名古屋市職員にかかる医療保険業務を実施していました。

名古屋市職員共済組合は、昭和37年12月1日設立され、職員の長期給付の業務を行っていますが、短期給付の業務は当初、名古屋港管理組合のみを対象としていました。

その後、平成17年4月1日に名古屋市交通局健康保険組合は、名古屋市健康保険組合に吸収合併され、さらに平成20年12月1日に名古屋市健康保険組合は解散し、名古屋市職員共済組合の短期給付へ移行しました。

1－3 組合員

1 組合員資格の取得

名古屋市、名古屋港管理組合及び名古屋競輪組合の常勤の職員となった人は、一般職・特別職の区別なく、その日から本人の意思にかかわりなく、法律上当然に共済組合の組合員となることになっています。

また、令和4年10月以降、被用者保険の適用要件を満たす非常勤職員に対して、地方公務員等共済組合法の短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用するための改正が行われました。

したがって、上記の職員になると同時に名古屋市職員共済組合の組合員となり、その日から共済組合の給付等を受ける権利を持つ一方、その月分以後の掛金の負担義務を負うことになります。

2 組合員資格の喪失

組合員が退職または死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

3 任意継続組合員

退職後は何らかの医療保険に加入する必要がありますが、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であれば、退職後2年間まで引き続き任意継続組合員として共済組合に加入することができ、短期給付及び福祉事業の一部を受けることができます。

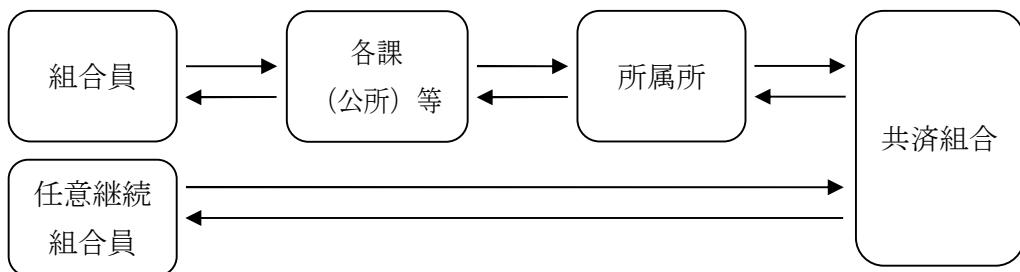
※詳細は「第2章 組合員と被扶養者」参照

1－4 所属所

事務所の所轄機関として所属所を置く（定款4条）こととなっており、所属所の設置及び所属所の長となるべき者について、以下の表（運営規則3条別表）のとおりとなっています。

組合員は、証の交付、各種届出・請求等について、所属所の長を通じて行うこととなります。

なお、任意継続組合員については、所属所に属さないため、直接共済組合へ届出・請求等を行います。



所属所	所属所の長	所属所	所属所の長
会計室	会計課長	熱田区役所	総務課長
防災危機管理局	総務課長	瑞穂区役所	総務課長
市長室	秘書課長	中川区役所	総務課長
総務局	総務課長	港区役所	総務課長
財政局	総務課長	南区役所	総務課長
スポーツ市民局	総務課長	守山区役所	総務課長
経済局	総務課長	緑区役所	総務課長
観光文化交流局	総務課長	名東区役所	総務課長
環境局	職員課長	天白区役所	総務課長
健康福祉局	職員課長	市会事務局	総務課長
子ども青少年局	総務課長	監査事務局	管理課長
住宅都市局	総務課長	人事委員会	審査課長
緑政土木局	総務課長	選挙管理委員会事務局	次長
千種区役所	総務課長	教育委員会事務局	人事課長
東区役所	総務課長	消防局	職員課長
北区役所	総務課長	交通局	労務課長
西区役所	総務課長	上下水道局	労務課長
中村区役所	総務課長	名古屋港管理組合	職員課長
中区役所	総務課長	名古屋競輪組合	総務部長
昭和区役所	総務課長	名古屋市職員共済組合	次長

1－5 共済事務担当者

1 共済事務担当者の役割

共済組合の各種届出・請求等について、組合員は各所属所を通じて行うこととなっており、各所属所の共済事務担当者は、組合員及び組合員の属する各課（公所）等の庶務担当者と共に組合とのパイプ役として、円滑に業務を遂行する上で重要な役割を担っています。

また、組合員からの各種届出・請求等にあたっては、所属所長の証明が必要となっており、申請・請求等の可否、書類の精査、給与情報の確認などの事務処理を適正に実施するためにも、共済制度について十分に把握しておく必要があります。

1－6 共済組合ウェブサイト

1 表示方法

名古屋市職員共済組合のウェブサイトは、インターネットサイトであるため、イントラネットを利用できない組合員、年金受給者、任意継続組合員、被扶養者なども自宅等で閲覧することができます。

① イントラネットの場合

The screenshot shows the homepage of the Nagoya City Employee Mutual Aid Association's Intranet. On the left, there is a sidebar with a list of news items from December 16, 2020. Below the news is a red button labeled "続きのトピックを表示". To the right of the news is a vertical column of links. At the top of the main content area is a grey bar with "過去のトピック" and a button to click on "「共済組合」". Below this are several menu items: 防災関連, 感染症情報センター, 東京事務所, N-EMS, 安全衛生・公務災害, 市職員互助会, 共済組合 (which is highlighted with a red oval), and 登退庁処理. To the right of the menu is a "サポート情報" section with a blue icon and the text "インターネットサポート情報".

- 12月16日 【再掲12/19〆】人財戦略アンケート、回答まだの方はご協力ください！(Logoフォームに飛びます)
- 12月16日 セルフケアのためのワークシートを公開します！ぜひやってみてね！
- 12月16日 職員メッセージ「名古屋DNA」を更新しました！
- 12月16日 市長、副市長の日程依頼、挨拶文について
- 12月16日 広報なごやの発行部数を確定しました。
- 12月15日 【12/20開催】令和7年度なごや航空文化フェスタのお知らせ
- 12月15日 民間からの提案（床用蓄光塗料による人々の安全確保）を掲載しました！関心がある方は総合調整課まで！

「共済組合」をクリックする。

- 所属別トピックス
- 所属別ページ
- 文書様式等
- 手引き・マニュアル
- 研修・セミナー
- 動画配信

- 職員名簿
- 電話番号簿
- IP電話情報
- 電子メールアドレス
- 会議室予約

- 庁内リサイクル情報
- 給料の支給日

サポート情報

i イントラネットサポート情報

②インターネットの場合

Google、Yahooなどの検索サイトで「名古屋市職員共済組合」をキーワードに検索してください。

名古屋市職員共済組合	検索
------------	----

2 閲覧等できる内容

共済組合の事業内容の説明、定款・規則等の規程集、共済組合ニュース（バックナンバーを含む）の閲覧等の他、申請・届出用書類等のダウンロードができます。

届出書・申請書等については、職員情報システムから出力するものもありますが、多くはこのウェブサイトからダウンロードしたものを使用することとなります。

また、組合員等からの問い合わせの対応などの際に、このウェブサイトの関連頁を利用して説明するなど各所属所担当者においても有効活用してください。

《共済組合ウェブサイト：短期給付関連掲載項目》

The screenshot shows the homepage of the Nagoya City Employee Mutual Aid Association. Key features highlighted by red boxes include:

- 共済組合のあらまし** (Mutual Aid Association Overview) and **短期給付事業** (Short-term Benefit Program) in the top navigation bar.
- A large image of Nagoya Castle.
- A news section titled **お知らせ** (Announcements) with several items from May 2020.
- A sidebar for **各種届出書** (Various Application Forms).
- A right sidebar for **共済組合ニュース** (Mutual Aid Association News) featuring a QR code for the latest issue.

【共済組合のあらまし】

- ・組合員、任意継続組合員
- ・被扶養者認定
- ・マイナ保険証等
- ・掛金率

【短期給付事業】

短期給付の制度や支給内容等について説明

【共済ニュース】

最新号及びバックナンバーを掲載

バックナンバーは平成 20 年 11 月（第 1 号）から掲載



【各種届出書様式】

短期給付については、約 70 種類の様式を掲載
一部記入例を併せて掲載

The three screenshots show sample application forms:

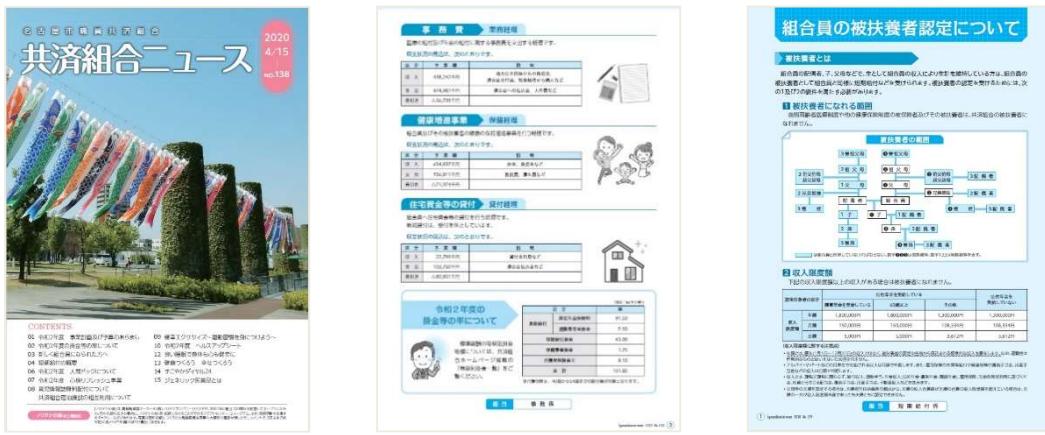
- 各種届出書** (Various Application Forms) - Shows a table of forms with their names and descriptions.
- 短期給付の選択** (Selection of Short-term Benefit) - Shows a table of selection criteria with 'YES' or 'NO' checkboxes.
- 各種届出書** (Various Application Forms) - Shows a detailed sample form for a specific application.

1－7 共済組合ニュース

1 趣旨

組合員及び被扶養者を対象に、共済組合が実施している長期給付、短期給付及び保健事業等にかかる広報誌として、制度説明、周知、経理報告、各種サービス（ベネフィット・ステーション、健診等）の案内、健康だよりなど様々な情報を提供しています。

なお、共済組合ニュースの電子版（PDF）を共済組合ウェブサイトに掲載しており（⇒前頁）、バックナンバーも含め閲覧することができます。



2 配付

年に8回、15日（15日が祝祭日の場合はその前日）に各局区所属所の他、一部の事務所、営業所、事業所、工場、駅、消防署等へ、業者が直接納品し、組合員に1部ずつ配付します。